

2019 移動の自由を求めて ——同行援護について語る

出席者：中神誠（特定非営利活動法人さんぼ事務局長）
山口和彦（特定非営利活動法人TOMO事務局長）
森安満千代（特定非営利活動法人さんぼ管理者）
平井敬子（京視協ガイドヘルプステーション所長）

会 場：TOMO事務所（東京・高田馬場）

（司会・構成：本誌）

——あけましておめでとうございます。本年も、どうぞよろしく
お願い致します。

さっそくですが、本日は、視覚障害者の移動を支える制度
「同行援護」について、利用者であり、事業者であり、有識
者である4名の方にお集まりいただきました。様々な切り口
から、自由にお話しいただければと思います。まずは、自己
紹介からお願いします。

中神 広島市に事業所を置く、NPO法人さんぼの事務局長をし
ている当事者です。法人の母体である広島市視覚障害者福祉
協会（市視協）の事務局長もしております。2011（平成23）
年10月に「同行援護」の制度が創設されて、翌年の4月から、
「さんぼ」の業務を開始しました。当初はヘルパーさん5人、
その内の1人が、今日も一緒に参加してくれている森安さん
です。

山口 私も当事者で、NPO法人TOMOの事務局長をしています。TOMOは2006（平成18）年の設立で、母体は東京都盲人福祉協会（都盲協）。同行援護を主体に始め、3年前からは相談支援事業も行なっています。

森安 中神先生に紹介していただいた森安です。「さんぼ」で、管理者とサービス提供責任者をしております。

平井 京都府視覚障害者福祉協会（京視協）が母体の京視協ガイドヘルプステーションという同行援護だけの事業所で、私も管理者・サービス提供責任者をしています。1974（昭和49）年に盲人ガイドヘルパーの事業が始まった当時から、京視協が行政の委託を受けてきた流れがあり、その中で現在の同行援護まで来ています。府内の3分の2くらいを事業エリアにして、2つの事業所でカバーしている状況です。

それから私は、日本盲人会連合（日盲連）の同行援護事業所等連絡会の事務局も担当しております。

■素晴らしい制度

—お話にも少し出ていた通り、1974年に盲人ガイドヘルパー事業が始まりましたが、当時は「措置制度」ということで、行き先は限定されており、余暇活動では使えませんでした。2005（平成17）年に障害者自立支援法が制定され、翌年施行。そして、2011年、同法の改正により、全国同一基準・応能負担・利用内容や目的地の柔軟性・代筆代読などを盛り込んだ「同行援護」という制度が生まれました。2018年には、障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、同行援護の規定も改定されています。